

共通書類（１部）

チェックリスト番号	書類名	摘要
4	経営事項審査の総合評定値通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを提出してください（総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。）
5	建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	・申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。 ・許可通知書（証明書）の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の収受印が押されている変更届等の写しを提出してください。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書（証明書）と行政庁の収受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。 ※電子申請で収受印が無い場合は申請番号等が印字された書類をJCIPからダウンロードし、提出してください。
6	建設業許可に係る申請書類の写し (1) 建設業許可申請書 （様式第1号） (2) 営業所一覧表 （別紙二）	・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分（般・特）を含む申請書類を提出してください。（新規・更新、業種追加、般・特新規） ・（1）は、許可行政庁の収受印が押されているものに限りです。収受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書（証明書）と更新申請書（行政庁の収受印が押されているもの）の写しを提出してください。 ※建設業許可の申請内容（商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等）に変更があった場合は建設業許可の変更届出書（様式第22号の2）・廃業届（様式第22号の4）（どちらも行政庁の収受印が押されているもの）の写しも提出してください。 ※電子申請で収受印が無い場合は申請番号等が印字された書類をJCIPからダウンロードし、提出してください。
7	資格情報を証明する書類の写し	・「電気工事業」「管工事業」「電気通信工事業」「消防施設工事業」の一部の受注希望工事を申請する場合、提出してください。 ・管工事業の浄化槽工事は申請する事業所で届出が必要です。変更がある場合は変更届の写しの提出も必要です。 ※申請の手引7～8ページ参照。

共通書類に関する問合せ先

埼玉県 総務部 入札審査課 審査担当（工事）

TEL : 048-830-5771 / FAX : 048-830-4914